

第1回磐田市立小・中学校通学区域審議会

- | | | | |
|---|------|-----------------------------|-----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和2年7月3日（金） | 午後2時から4時 |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 | 3階 302-303 会議室 |
| 3 | 出席者 | | |
| | 秋山勝則 | 市議会議員 | 鈴木正人 市議会議員 |
| | 村上勇夫 | 磐田市自治会連合会会長 | 深田研典 磐田市自治会連合会副会長 |
| | 高野寛之 | 磐田市立大藤小学校 PTA 会長 | 鳥居貞文 磐田市立神明中学校 PTA 会長 |
| | 袴田恭紹 | 磐田市立磐田中部小学校長 | 寺田容子 磐田市立向陽中学校長 |
| | 村松昌和 | 学識経験者 | 伊藤貴子 民生委員・児童委員 |
| | 礪部公明 | 地域づくり応援課長 | 鈴木智久 市民課長 |
| 4 | 出席職員 | 教育長、学校教育課長、教育支援グループ長、担当指導主事 | |
| 5 | 傍聴人 | 0人 | |

委嘱状及び任命書の交付

教育長あいさつ

第1回磐田市立小・中学校通学区域審議会に御参加いただき、ありがとうございます。ただ今、継続の方が9名、新任の方が3名、計12名の皆様に、委嘱状及び任命書を交付させていただきました。1年間よろしくお願ひします。

本日は通学区域審議会ではありますが、はじめに新型コロナウイルスに関連した学校の取組等についてお話をさせていただきます。新型コロナウイルスの流行は、1918年のスペイン風邪の以来の100年に一度の出来事であります。戦後初めて、学校が長期の臨時休業を取ることになりました。学校の対応ですが、例えば、磐田市では家庭でオンライン学習に取り組むことができる「eライブラリー」のIDを市立小中学校の児童生徒全員に配付して、活用しました。学校との情報交換も可能で、教員は個々の学習の状況を把握したり、子どもにメッセージを送ったりすることができます。相当の割合で子どもたちは「eライブラリー」による学習に取り組み、家に機器がないために学校に来て教員と一緒に学習した子どもも100人程度いました。その他にもプリントを配付して個別に学習状況を見たり、家庭訪問を行ったりしたということも報告されています。

そして、5月25日から学校が再開し、マスクの着用、エアコンを使いながらの換気、フィジカルディスタンスの確保など、新しい生活様式の学校生活が始まりました。教室は密状態ではないかと心配される方もいますが、厚生労働省が示している1m18cmの距離を確保できるような机の配置を工夫する等、できる限り安全を確保して学校を再開しています。

また、子どもが端末機器を一人一台ずつ持って授業に取り組む「GIGAスクール構想」に向かって動き出しており、経済産業省の示す「個別最適化の学習展開」という理想の形に近づきつつあると思っています。ただ、機器の扱い方に教員がより習熟することも必要ですし、コンピュータ等を使えば学習が成立するという錯覚をもってしまいがちですが、機器はあくまでも学習の道具の一つであり、教育の本質は、人間同士のかかわりの中で子どもが成長することや、実体験を通して学びを習得することにあります。子どもたちが手にする端末機器そのものは、教育の本質に迫るための大きなツールになると思

います。来年度の8月末までには全児童・生徒分をそろえ、学習が展開できるようにする予定です。

委員の皆様には、地域の実情も踏まえて様々な立場から御意見をいただき、共により良い磐田市の通学区域の方向性を模索していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

自己紹介

会長・副会長選出

会長に村松昌和氏、副会長に村上勇夫氏を選出

会長あいさつ

この通学区域審議会は、通学区域の現状と、子どもたちがどのように通学しているかという実態を理解した上で、地域や保護者から通学区域に関する要望や課題等が上げれば審議を行い、適切に処理・解決するという役割を担っています。委員の皆様には、その役割を理解していただき、御協力をお願いいたします。

議 事

○議事「関係法令及びこれまでの経過について」「通学区域制度の現状について」

(事務局) → 説明を行う。

(委 員) 学区外就学の承認事由の中に「指定された中学校に希望する部活動がなく、隣接する学区の中学校に当該部活動がある場合」というものがありますが、どの部活動の申請が多いなど、傾向はありますか。

(事務局) 申請の偏りはありません。ただ、市全体では部活動の種類は減ってきているため、隣の中学校には希望する部活動があるからという理由での、学区外就学の申請は増えています。

(委 員) 中学校によって、男子の〇〇部はあっても女子にはない等のケースがあります。生徒数の関係で部活動の数にも制限が出てくるとは思いますが、このことに対して、市として改善する方法はありますか。

(事務局) そのような状況に対して改善の方向性を開くために、この規則を作りました。どのような部活動を設置するのかということに関しては、子どもの数の減少により、部の運営や顧問となる教員数などに問題が生じています。そのような中、他の中学校に進学して、希望する部活動に取り組みたいという個の思いに少しでも応えられるようにするのが、この規則です。

(委 員) 子どもたちの声を救済するための措置なのですね。分かりました。

(委 員) 学区外就学の申請は100%認められるのでしょうか。

(事務局) 学区外就学を希望する方とは、事前によく相談し、理由等を聞き取りながら話を進めていきますので、その後に申請書が提出された時点では、ほぼ認められます。

(事務局) 通学の利便性による申請については、実際に教育委員会が距離を測りに行き、学区外の学校の方が本当に距離が近いのかを確かめています。「申請すれば必ず認められる」といううわさが流れていることもありますが、それは間違いです。事務局が現地で確かめ、判断しています。それぞれの生活実態も考慮し、子ども本人や保護者と十分に話し合いをしていきたいと思えます。

(委員) 距離、部活動の関係、祖父母のところから通学など、様々な事情はありますが、学区外就学をお願いすれば、全て認められるということではないのですね。

(事務局) どなたかに聞かれたら、そのように教えてください。

(委員) 資料にもありますが、実際に学区外・区域外就学をしている人数を見ると、けっこう多いと驚かれる方もいるのではないのでしょうか。私立の学校に進学する人数も多いですね。

(委員) 私立の学校に進学する場合にも申請が必要ですか。

(事務局) はい。申請の届け出を必ずさせていただきます。

(委員) 磐田市には私立の学校はそれほどありませんが、浜松市などには多くの私立学校があり、以前から、磐田市から進学する子どもたちがいますね。

○議事「磐田市立小中学校通学区域規則の一部改正について」

(事務局) → 説明を行う。

<要旨>

- ・ 平成30年6月15日に富岡地区自治会から、安全上や防災上の理由で、豊田東小学校の通学区域のうち、上気賀地区の里、匂坂下地区の里、気賀東地区の3地区の通学区域を変更するための要望書が提出された。具体的な要望の内容は次の通り。
 - (1) 令和3年4月のながふじ学府一体校開校のときから、当該3地区の指定校を、現在の豊田東小学校から豊田北部小学校へ変更すること。
 - (2) 当該3地区の児童は、一体校開校前の令和元年度、令和2年度においても、申請により豊田北部小学校に通学することができるようにすること。
 - (3) 当該3地区の児童で、令和2年度まで豊田東小学校に通学していた子、及びその弟・妹においては、申請により令和3年度以降も豊田東小学校に通学することができるようにすること。
- ・ 令和元年7月の通学区域審議会、市の例規審査委員会、定例教育委員会で承認された。
- ・ 通学区域変更の通知文書を、9月に豊田東小学校と豊田北部小学校の保護者に配付し、当該3地区の年長児の保護者には、就学時健康診断の案内とともに送付した。また、昨年度の「広報いわた

10月号」にて、全市民に周知した。

- ・ 令和2年度も同様に周知していく。

(委員) 平成30年度以降、ながふじ学府(豊田中学校区)の通学区域変更について周知をしていますが、反応はどうでしょうか。

(事務局) 地元自治会からの要望による変更であり、今のところ混乱等の情報は聞いていません。

(事務局) 台地の上の方々、台地の下の里の方々という呼び方が以前よりありますが、豊田中学校のところに新しい学府一体校ができるので、里の方々はそこへ通学できるようにするという事です。昔、台地の上に豊田東小学校ができたときに、里の地域を豊田東小学校の通学区域に変更したという経緯があります。そこで、学府一体校ができる少し前から、3地区の方々が希望により豊田北部小学校に通うことができるように規則を変更しました。

(委員) 資料には、豊田北部小学校・豊田東小学校に関して学区外就学をしている子が4名いるということになっています。これは、今説明があった3地区の子が豊田北部小学校に通っているということだと思いますが、具体的には3地区のうちどこの地区の子ですか。

(事務局) 4名とも気賀東地区の子たちです。

(委員) その4名は、現在は学区外就学ですが、令和3年度からは規則の改正により、学区外就学ではなくなるのですね。

(事務局) そうなります。

○議事「今後の課題について」

(委員) 委員の方々それぞれのお立場で、通学区域に関わる地元の声とか、話題になっていることなどがありますか。

(委員) 磐田市の学府一体校の計画は、まだ名前が挙がっていない学府も含めて、今後どれぐらいの時期までに終了するのでしょうか。東部小学校は、進学先が神明中学校と城山中学校の2つになるため、そういう地域では一体校の計画が簡単にはいかないように思います。今後の見通しはどうなっていますか。

(事務局) 小中一貫教育と学府一体校ということがありますが、小中一貫教育については10年前からとよおか学府(豊岡中学校区)となかいずみ学府(磐田第一中学校区)を皮切りに、市内の10学府すべてにおいて展開しています。学府一体校については、構想としては30年間を目途と見えています。必ずしも小学校と中学校の場所を一緒にするというものではありません。それぞれの学府にとって、どういう形の一体校にするのがよいのか検討を続けています。ながふじ学

府（豊田中学校区）は校舎の老朽化の関係もあり、一番初めに取り掛かりました。現在は、向陽学府（向陽中学校区）の計画を進めており、既に地域と10回程度の話し合いをしています。中でも、岩田地区のPTAや自治会の方々とは平成28年から話し合っていて、岩田小学校も向陽学府一体校の一つとして考えています。その他の学府については、地域の方々ともしっかりと話し合っ、考えていきます。

（委員）一体校には、小中学校が同じ建物の中に入るスタイルや、地域の中に別々の建物として存在するスタイルなど、いくつかの形があったと思いますが、どうでしょうか。

（事務局）ながふじ学府のように、小学校と中学校が1校ずつ同じ建物で、もう1つの小学校が離れたところにある形態を「向上型学府一体校」と呼んでいます。また、全ての小中学校が同じ建物に入る形態を「未来型学府一体校」と呼んでいます。兄弟関係や人のつながりを考え、小学校と中学校を一体化して運営していくことで、人間関係が希薄になってきている新しい時代の中でも、人と人との関わりを大切にしたい教育の理想に向けて進んでいけるのではないかと思います。そのような、なぜ一体校なのかという原点の部分から、地域の方々と話をしていくことが必要だと考えます。

（委員）その地域の全小中学校が同じ敷地内に入れば一番よいと思いますが、以前の会合でも説明を受けましたが、全ての学府がそうなるとは限らないということですね。

（委員）確認ですが、磐田市としては小中一貫教育は全地域で行っている、学府一体校については現在ながふじ学府が建設中、向陽学府は具体的に取り組み始めている、それ以外の学府は決まっているということではなく、地域と検討をしているということで、よろしいですか。

（事務局）はい。地域の方々と十分に話し合いをしていくことが大切だと思います。10年後、20年後、そして30年後、地域や社会がどのように変わっていくのか予測が難しいところもありますが、状況をしっかりと判断しながら、学府一体校について考えていく必要があると思います。